

平成 30 年 8 月 31 日

日本公認会計士協会 御中

一般社団法人全国銀行協会

「監査委員会研究報告第 6 号「銀行等取引残高確認書及び証券取引残高
確認書の様式例」の改正について」（公開草案）に対する意見について

今般、「監査委員会研究報告第 6 号「銀行等取引残高確認書及び証券取引残高確認
書の様式例」の改正について」（公開草案）（平成 30 年 7 月 30 日公表）に対する意見
を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申しあげま
す。

以 上

「監査委員会研究報告第6号「銀行等取引残高確認書及び証券取引残高確認書の様式例」の改正について」(公開草案)に対する意見等

○ 意見

項番	該当箇所	意見等
1	新旧対照表 P. 7 ③	融資分野において代理貸付、制度融資等が想定されるが、取引定義が広く全てをデータで取得することができるか不明であり、確実に回答することができない。
2	新旧対照表 P. 7 ⑤	請求権の幅が広く、全てをデータで取得することは不可能であり、漏れなく記載するためには、全契約書類等の現物を確認する手段しかないが、限られた時間内での作成は困難である。 請求権の例：買戻代金請求権、保険金請求権、入居保証金返還請求権、非上場株式(株券不発行会社)登録質 等
3	新旧対照表 P. 7 「確認書の日付」	元号変更に伴い、「平成」から「西暦」への変更を検討していただきたい。
4	新旧対照表 P. 7 「確認書の役職名及び氏名」	以下の理由から、「役職名」の追加は避け、従来の「責任者名」も削除し、支店名のみとしていただきたい。 ・役職名を調べて記入するのに時間や手間がかかる。 ・現状でも「責任者」欄があるが、回答していない場合もあり、それによって監査法人から特に追記を求められてもいない。 ・銀行において無権限者が無責任に作成することはなく、また、当該欄記載者が監査法人からの照会に回答するものでもない。押印する銀行印は支店名に附随するものであり、責任者個人名の記載によって、その内容の正確性が変わるものではない。
5	新旧対照表 P. 7 「確認書のお客さま名」	お客さま名記入欄が狭いので、記入欄を広くしていただきたい。
6	新旧対照表 P. 7	「別紙による一括回答」とは、具体的にどのような回答方法を指しているか明確化していただきたい。
7	新旧対照表 P. 8 「1. 預金等残高」	「その他()」欄が1行しかないため、当座預金・普通預金以外に2つ以上の取引があった場合に記入できない。複数選択ができるようフォーマットを修正するか、このままのフォーマットで進める場合は具体的な記入例を提示していただきたい。(例えば、定期預金・通知預金・譲渡性預金がそれぞれあった場合など)
8	新旧対照表 P. 9 「4. 貸付金残高(外貨貸付	一般の残高証明書を添付することで本欄記載に代えているが、それには「貸付年月日」「返済期日」「貸付金利率」「直近利払日」「当座貸越契約限度額」は従来から記載されていない。迅速な返答が求められる中、このような項目を個々

項番	該当箇所	意見等
	を含む。) 及び当座貸越残高」	に調べて記載することは困難であることから、引き続き残高証明書の添付を許容いただくか、当該項目を削除いただきたい。
9	新旧対照表 P. 9 「5. ～7.」	<p>以下の理由から、「枚数」・「不渡手形等の内容」に係る記載欄を削除いただくか、引き続き一般の残高証明書の添付に代えることを許容いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「不渡手形等の内容」を記載するためには、買戻請求（担保手形の場合は差替えの依頼）したが、未だ応じてもらっていない手形の現物に当たって確認するしかなく、その作業は負荷が高く回答は困難である。 ・割引手形や担保手形の枚数は与信管理上必要な情報ではなく、残高や個別の手形明細は把握しているが、銀行において「枚数」は把握していない。現在、一般の残高証明書を添付することで本欄記載に代えているが、それには「枚数」は記載されていない。
10	新旧対照表 P. 9 「6. 取引依頼手形残高」	「6. 取引依頼手形残高」との記載があるが、これは「6. 取立依頼手形残高」の誤植と思われるため、修正いただきたい。
11	新旧対照表 P. 9 「8. 支払承諾見返勘定」	<p>銀行では、支払承諾勘定と同見返勘定をたてる時、それが特定債務保証の場合は保証金額、根保証については保証極度額をその残高として記帳しているので、自らが特定債務保証をしているか、根保証をしているかは、帳簿・システムではわからず、発行した保証書の控を参照しなければならない。</p> <p>また、根保証の場合、保証残高を把握するためには、保証先、保証依頼人の双方に主債務の残高について確認し、その一致確認作業が必要となるため、把握するのは困難である。</p> <p>改正案のように「保証極度額」と「保証残高」を分けると、特定債務保証と根保証を区別して記載する必要があるのか、根保証の場合には極度額の他に残高も記載しなければならないのか等、確認書を作成する銀行の混乱を招くと思われるので、現行と同じ記載にするか「保証極度額又は保証残高」とまとめて表示できるようにしていただきたい。</p>
12		一般の残高証明書を添付することで本欄に代えているが、それには「保証期間」は記載されていない。迅速な返答が求められる中、このような項目を個々に調べて記載するのは困難である。引き続き残高証明書の添付に代えることで許容いただくか、当該項目を削除いただきたい。

項番	該当箇所	意見等
13	新旧対照表 P. 9 「9. 当行に差し入れられている保証及び担保」①当行から会社に対する債権等に関するもの	「4. 貸付金残高（外貨貸付を含む。）及び当座貸越残高」と同様、被保証債権等の詳細を明細毎に書くことは難しく、削除していただきたい。
14	新旧対照表 P. 9 「9. 当行に差し入れられている保証及び担保」②当行から会社以外の第三者に対する債権等に関して会社が差し入れている保証及び担保	以下の理由から、被保証債権等を記載する欄を削除していただきたい。 <ul style="list-style-type: none"> ・根保証の場合、主たる債務者宛の残高証明書に記載されている内容をそのまま記載するのと同じであり、銀行にとって負荷が高い。 ・多くの場合、監査法人は、主たる債務者（連結子会社が大宗）に関して銀行に対して別途残高確認をしている。また、特に担保については、銀行は債務者単位で与信管理をしており、債務者のためにいくら担保を受入れているか把握していても、当該債務者が第三者のために銀行宛に担保を差し入れているか否かは把握していない。被保証債権等のみならずそもそも対象明細を抽出できるシステム設計になっておらず、対応できない。
15	新旧対照表 P. 12 「13. デリバティブ取引の契約額等」(2)④	通貨スワップについて、一般の残高証明書を添付することで本欄に代えているが、それには「直近利息受渡日」は記載されていない。本項目を個々に調べて記載するのは困難である。引き続き一般の残高証明書の添付に代えることを許容いただきたい。 また、金利スワップについては、従前から確認書に記載があったものの、現在回答しておらず、再回答も求められていない項目であることから、併せて削除いただきたい。

○ 確認事項

項番	該当箇所	意見等
1	新旧対照表 P. 7	「別紙が添付されていない項目は該当ございません。」という表記は、別紙に記載のない項目は「該当なし」の表示は不要という認識でよいか。また、別紙枚数には当座出入表の枚数も含むという理解でよいか。

項番	該当箇所	意見等
2	新旧対照表 P. 10 「10. 預り有価証券等」	預り有価証券とは、銀行が保護預かり（銀行法 10 条 2 項 10 号）している有価証券のことを指し、口座管理機関たる銀行に開設した被監査会社名義口座（銀行法 10 条 2 項 10 の 2 号、社債株式振替法 44 条 1 項 2 号）に記録されている有価証券は含まないという理解でよいか。 「区分」「摘要」は具体的には何を記載するか明確化いただきたい。
3	新旧対照表 P. 10 「13. デリバティブ取引の契約額等」	「契約No.」について何を記載するか明確化いただきたい。

以 上